

岩手県労働委員会告示第1号

岩手県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県労働委員会

会長 小野寺 正 孝

岩手県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示

岩手県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）		
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	1 枚に	40円	複製物の 交付	1 光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき80円
	<u>カートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	つき				
	2 光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚に	80円			
		つき				
	3 光ディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6277 に適合する幅90ミリメートルのものであって640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚に	440円			
	つき					
4 録音カセットテープ（日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻に	130円				
	つき					
5 ビデオカセットテープ（日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻に	210円				
	つき					

	<u>合する記録時間120分のも のに限る。)に複製した複 製物</u>							
						<u>2 1に掲げる以外の複製 物</u>	<u>当該複製物の作 成に要する費用 に相当する額</u>	
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機 による写し（日 本工業規格A列 3番の大きさま でのものに限る 。）	白黒	<u>1枚に つき</u>	<u>10円 （両面 に複写 した場 合にあ っては 、20円 ）</u>	紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し（日本工 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。）	白黒	<u>1枚につき10円 （両面に複写し た場合にあって は、20円）</u>
		カラー	<u>1枚に つき</u>	<u>40円 （両面 に複写 した場 合にあ っては 、80円 ）</u>			カラー	<u>1枚につき40円 （両面に複写し た場合にあって は、80円）</u>
	2 1に掲げる以外の写し		<u>1枚に つき</u>	<u>当該写 しの作 成に要 する費 用に相 当する 額</u>		2 1に掲げる以外の写し	<u>1枚につき当該 写しの作成に要 する費用に相当 する額</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の岩手県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県労働委員会が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。